【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出日】 平成19年6月29日

【事業年度】 第16期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】コムシード株式会社【英訳名】CommSeed Corporation

【電話番号】 (03)5217-5811(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 CFO 溝口 貴之

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田小川町一丁目3番1号

【電話番号】 (03)5217-5811 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 CFO 溝口 貴之

【縦覧に供する場所】 株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目3番17号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月26日に提出致しました第16期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがあり、また、原稿段階の独立監査人の監査報告書を添付したため原本と相違しておりましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第5 経理の状況

- 1 連結財務諸表等
 - (1) 連結財務諸表

注記事項

(重要な後発事象)

- 2 財務諸表等
 - (1) 財務諸表

注記事項

(重要な後発事象)

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度に係る監査報告書 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第16期事業年度に係る監査報告書

3【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第5【経理の状況】

1【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

注記事項

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

<略>

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

(訂正前)

(連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却)

当社グループは平成19年4月20日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社エバーワークスの全株式を株式会社ゼロンに譲渡すること等を含む合弁契約書の合意解約書締結を決議し、同4月20日付で合意解約書を締結いたしました。

1. 株式譲渡の理由

当社のコンテンツ事業の強化に伴い、限られた経営資源を集中的に投下する必要があるため。

2. 株式の譲渡先の概要

(1) 商号 株式会社ゼロン

(2) 代表者代表取締役社長 城山 光秀(3) 事業内容サービス業向け人材派遣業

(4) 資本金 2億8,310万円

3. 株式譲渡日

平成19年5月10日

4. 異動する子会社の概要

(1) 商号 株式会社エバーワークス

(2) 代表者 代表取締役社長 浅田 安彦

(3) 資本金 1 億円

(4) 事業内容 パチンコ店舗をはじめとするアミューズメント業界特化型求人情報サービスの企画、

運営

5. 売却する株式の概要

(1) 株式数1,200株(2) 売却価額24,000千円(3) 売却後持分比率0%

6. 合弁会社に対する融資の処理

本合意解約書の締結に伴い、合弁会社に対する貸付金のうち33,400千円の返済を条件として当社が66,600千円を債権放棄いたします。

(重要な事業の譲渡)

当社グループは、平成19年4月30日に当社が運営する事業の一部であるEコマースサイト「マイニーズ」を株式会社ウェブ・ポートに譲渡を行うことについて契約を締結しました。

1. 事業譲渡の理由

当社のコンテンツ事業の強化に伴い、限られた経営資源を集中的に投下する必要があるため。

2. 事業譲渡先の概要

(1) 商号株式会社ウェブ・ポート(2) 代表者代表取締役 川西 崇介

(3) 内容 メディア、キャンペーンの企画運営、データ収集、解析

(4) 設立 平成12年3月8日

3. 譲渡する事業の内容、規模

(1) 内容 Eコマースサイト「マイニーズ」

(2) 売上(第16期) 57,466千円

4. 譲渡する資産

ソフトウェア 15,000千円

5. 譲渡時期

平成19年4月30日

6. 譲渡価額

15,000千円

(持分法適用会社株式の譲渡)

当社グループは、平成19年5月18日開催の取締役会において、持分法適用会社である株式会社ホーゲットの株式を 譲渡することを決議し、同5月18日付で株式譲渡契約を締結いたしました。

1. 持分法適用会社株式譲渡の理由

オンラインゲーム事業への新規参入に伴い、経営資源を同事業に集中的に投下する必要があるため。

2. 持分法適用会社株式譲渡先の概要

氏名 河合 正人 鈴木 啓之

3. 持分法適用会社株式譲渡時期

平成19年5月31日

4. 持分法適用会社の概要

(1) 商号 株式会社ホーゲット

(2) 事業内容 コンピューターソフトウェアの開発、家庭用ゲーム機向けソフト等の開発

5. 売却する株式の数、売却価額、売却損益及び売却後の持分比率

(1) 売却する株式数 196株

(2) 売却価額 11,172千円

(3) 壳却後持分比率 0%

(新株予約権付社債の発行)

当社は、平成19年6月15日開催の取締役会において、下記のとおり、コムシード株式会社第1回無担保転換社債型 新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)の発行を決議しました。

1. 新株予約権の名称

コムシード株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)

2. 記名・無記名の別

無記名式

本新株予約権付社債については、本新株予約権付社債を表章する無記名式の本新株予約権付社債券を発行するものとし、本新株予約権付社債の社債権者は、本新株予約権付社債の社債券の全部又は一部につき、記名式とすることを請求することはできない。

3. 券面総額又は振替社債の総額 金500,000,000円

4. 各社債の金額 金12,500,000円の1種

5. 発行総額の総額 金500,000,000円

6. 発行価格額面100円につき金100円7. 利率本社債には利息を付さない。8. 償還期限平成24年7月2日(月)

9. 償還の方法

(1) 償還金額 額面100円につき金100円

- (2) 償還の方法及び期限
 - ① 本社債は、平成24年7月2日にその総額を額面100円につき金100円で償還する。ただし、繰上償還に関しては、本欄②号乃至④号に定めるところによる。
 - ② 当社は、当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をすることを当社の株主総会で決議した場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議をした場合。)、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日から30日以上60日以内の事前通知を行った

上で、当該組織再編行為の効力発生日以前に、その時点において未償還の本社債の全部(一部は不可。) を本社債の額面100円につき金100円で繰上償還する。

- ③ 当社は、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して償還日から10銀行営業日以上60日以内の事前通知を平成19年7月2日以降に行った上で、償還日において未償還の本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円で繰上償還することができる。
- ④ 本新株予約権付社債の社債権者は、その選択により、当社に対して償還日から30日以上60日以内の事前通知を平成19年7月2日以降に行い、かつ当社の定める請求書に繰上償還を請求しようとする本社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、繰上償還を請求しようとする本新株予約権付社債券を添えて本「償還の方法」欄第3項記載の償還金支払場所(以下「償還資金支払場所」という。)に提出することにより、いつでも、その保有する本社債の全部または一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを当社に対して請求する権利を有する。
- (5) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- ⑥ 当社は、発行日の翌日以降いつでも本新株予約権付社債を取得することができる。ただし、本社債又は本 新株予約権のみを取得することはできない。かかる取得を行った場合には、当社は遅滞なく当該本社債を 消却するものとする。
- (3) 償還金支払事務取扱者(償還金支払場所)

コムシード株式会社 財務経理部

10. 募集の方法

第三者割当ての方法により、全額を株式会社サイカンに割当てる。

- 11. 申込期間 平成19年7月2日
- 12. 申込取扱場所 株式会社三井住友銀行 上野支店
- 13. 払込期日 平成19年7月2日
- 14. 担保の内容

本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

- 15. 財務上の特約(担保提供制限)
 - (1) 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定義される新株予約権付社債であって、それに係る社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とするものをいう。
 - (2) 前項に基づき設定した担保権が本新株予約権付社債を担保するに十分でないときは、当社は直ちに本新株予 約権付社債を担保するに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必 要な手続きを完了し、かつ、設定した追加担保権について担保付社債信託法第77条の規定に準じて公告するものとする。
- 16. 新株予約権付社債に関する事項
 - (1) 新株予約権の目的となる株式の種類 当社普通株式
 - (2) 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求する本新株予約権に係る本社 債の払込金額の総額を転換価額で除して得られる最大整数(以下「交付株式数」という。)とする。この場合 に1株未満の端数を生じたときにはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 新株予約権の行使時の払込金額
 - ① 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、交付株式数に転換価額を乗じた額とする。本新株 予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払 込金額と同額とする。ただし、交付株式数に転換価額を乗じた額が本社債の払込金額を下回る場合には、当 社は、その差額分を精算金として、本新株予約権付社債の社債権者に対して直ちに交付する。

- ② 転換価額は、当初44,077.5円 [当初の転換価額は平成19年6月14日までの20連続取引日の株式会社名古屋 証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値]とする。
- ③ 転換価額の修正

平成20年以降の毎年1月第2金曜日(以下、それぞれを「決定日」という。)の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の株式会社名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。以下「修正後転換価額」という。)に修正される。なお、時価算定期間内に、転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、本新株予約権付社債の社債要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後転換価額が22,038.7円(以下「下限転換価額」という。)を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とし、66,116.2円(以下「上限転換価額」という。)を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

④ 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、一定の事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により転換価額を調整する。

- 17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額 金500,000,000円
- 18. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
 - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、「新株予約権の行使時の払込金額」欄 ②記載の転換価額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

19. 新株予約権の行使期間

本新株予約権の新株予約権者は、平成19年7月3日から平成24年7月1日までの間(以下「行使可能期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使すること(以下「行使請求」という。)ができる。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。

20. 新株予約権の行使の条件

当社が、本社債を繰上償還する場合、取得した本社債を消却する場合、および当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、当該償還日、消却日又は期限の利益喪失日以降、本社債に係る本新株予約権を行使することはできない。当社が、社債権者の請求により本社債の全部または一部を繰上償還する場合には、本新株予約権付社債券が償還金支払場所に到達したとき以降、当該本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部について本新株予約権を行使することはできないものとする。

21. 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち 一方のみを譲渡することはできない。

22. 代用払込みに関する事項

本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。ただし、交付株式数に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄②記載の転換価額を乗じた額が本社債の払込金額を下回る場合には、発行会社は、その差額分を精算金として、本新株予約権付社債の社債権者に対して直ちに交付する。

23. 手取金の使途

モバイルコンテンツ運営会社やオンラインゲーム開発・運営会社へのM&A及びM&A後の事業を推進する為の運転資金等に充当する予定です。なお、M&Aと運転資金に充当する金額の内訳は未定です。仮にM&Aが実現されない場合はオンラインゲームのライセンス購入代金に充当し、M&Aやライセンス購入の実施までは現預金として保管、またはリスクの少ない安定性のある有価証券等で運用する予定です。

(訂正後)

(連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却)

当社グループは平成19年4月20日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社エバーワークスの全株式を株式会社ゼロンに譲渡すること等を含む合弁契約書の合意解約書締結を決議し、同4月20日付で合意解約書を締結いたしました。

1. 株式譲渡の理由

当社のコンテンツ事業の強化に伴い、限られた経営資源を集中的に投下する必要があるため。

2. 株式の譲渡先の概要

(1) 商号 株式会社ゼロン

(2) 代表者代表取締役社長 城山 光秀(3) 事業内容サービス業向け人材派遣業

(4) 資本金 2億8,310万円

3. 株式譲渡日

平成19年5月10日

4. 異動する子会社の概要

(1) 商号 株式会社エバーワークス(2) 代表者 代表取締役社長 浅田 安彦

(3) 資本金 1億円

(4) 事業内容 パチンコ店舗をはじめとするアミューズメント業界特化型求人情報サービスの企画、

運営

5. 売却する株式の概要

(1) 株式数1,200株(2) 売却価額24,000千円

(3) 売却後持分比率 0%6. 合弁会社に対する融資の処理

本合意解約書の締結に伴い、合弁会社に対する貸付金のうち33,400千円の返済を条件として当社が66,600千円を債権放棄いたします。

(重要な事業の譲渡)

当社グループは、平成19年4月30日に当社が運営する事業の一部であるEコマースサイト「マイニーズ」を株式会社ウェブ・ポートに譲渡を行うことについて契約を締結しました。

1. 事業譲渡の理由

当社のコンテンツ事業の強化に伴い、限られた経営資源を集中的に投下する必要があるため。

2. 事業譲渡先の概要

(1) 商号株式会社ウェブ・ポート(2) 代表者代表取締役 川西 崇介

(3) 内容 メディア、キャンペーンの企画運営、データ収集、解析

(4) 設立 平成12年3月8日

3. 譲渡する事業の内容、規模

(1) 内容 Eコマースサイト「マイニーズ」

(2) 売上(第16期) 57,466千円

4. 譲渡する資産

ソフトウェア 15,000千円

5. 譲渡時期

平成19年4月30日

6. 譲渡価額

15,000千円

(持分法適用会社株式の譲渡)

当社グループは、平成19年5月18日開催の取締役会において、持分法適用会社である株式会社ホーゲットの株式を 譲渡することを決議し、同5月18日付で株式譲渡契約を締結いたしました。

1. 持分法適用会社株式譲渡の理由

オンラインゲーム事業への新規参入に伴い、経営資源を同事業に集中的に投下する必要があるため。

2. 持分法適用会社株式譲渡先の概要

氏名 河合 正人 鈴木 啓之

3. 持分法適用会社株式譲渡時期

平成19年5月31日

4. 持分法適用会社の概要

(1) 商号 株式会社ホーゲット

(2) 事業内容 コンピューターソフトウェアの開発、家庭用ゲーム機向けソフト等の開発

5. 売却する株式の数、売却価額、売却損益及び売却後の持分比率

(1) 売却する株式数 196株

(2) 売却価額 11,172千円

(3) 壳却後持分比率 0%

(新株予約権付社債の発行)

当社は、平成19年6月15日開催の取締役会において、下記のとおり、コムシード株式会社第1回無担保転換社債型 新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)の発行を決議しました。

1. 新株予約権の名称

コムシード株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)

2. 記名・無記名の別

無記名式

本新株予約権付社債については、本新株予約権付社債を表章する無記名式の本新株予約権付社債券を発行するものとし、本新株予約権付社債の社債権者は、本新株予約権付社債の社債券の全部又は一部につき、記名式とすることを請求することはできない。

3. 券面総額又は振替社債の総額 金500,000,000円

4. 各社債の金額 金12,500,000円の1種

5. 発行総額の総額 金500,000,000円

6. 発行価格額面100円につき金100円7. 利率本社債には利息を付さない。8. 償還期限平成24年7月2日(月)

9. 償還の方法

(1) 償還金額 額面100円につき金100円

- (2) 償還の方法及び期限
 - ① 本社債は、平成24年7月2日にその総額を額面100円につき金100円で償還する。ただし、繰上償還に関しては、本欄②号乃至④号に定めるところによる。
 - ② 当社は、当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をすることを当社の株主総会で決議した場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議をした場合。)、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日から30日以上60日以内の事前通知を行った

上で、当該組織再編行為の効力発生日以前に、その時点において未償還の本社債の全部(一部は不可。) を本社債の額面100円につき金100円で繰上償還する。

- ③ 当社は、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して償還日から10銀行営業日以上60日以内の事前通知を平成19年7月2日以降に行った上で、償還日において未償還の本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円で繰上償還することができる。
- ④ 本新株予約権付社債の社債権者は、その選択により、当社に対して償還日から30日以上60日以内の事前通知を平成19年7月2日以降に行い、かつ当社の定める請求書に繰上償還を請求しようとする本社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、繰上償還を請求しようとする本新株予約権付社債券を添えて本「償還の方法」欄第3項記載の償還金支払場所(以下「償還資金支払場所」という。)に提出することにより、いつでも、その保有する本社債の全部または一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを当社に対して請求する権利を有する。
- (5) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- ⑥ 当社は、発行日の翌日以降いつでも本新株予約権付社債を取得することができる。ただし、本社債又は本 新株予約権のみを取得することはできない。かかる取得を行った場合には、当社は遅滞なく当該本社債を 消却するものとする。
- (3) 償還金支払事務取扱者(償還金支払場所)

コムシード株式会社 財務経理部

10. 募集の方法

第三者割当ての方法により、全額を株式会社サイカンに割当てる。

- 11. 申込期間 平成19年7月2日
- 12. 申込取扱場所 株式会社三井住友銀行 上野支店
- 13. 払込期日 平成19年7月2日
- 14. 担保の内容

本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

- 15. 財務上の特約(担保提供制限)
 - (1) 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定義される新株予約権付社債であって、それに係る社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とするものをいう。
 - (2) 前項に基づき設定した担保権が本新株予約権付社債を担保するに十分でないときは、当社は直ちに本新株予 約権付社債を担保するに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必 要な手続きを完了し、かつ、設定した追加担保権について担保付社債信託法第77条の規定に準じて公告するものとする。
- 16. 新株予約権付社債に関する事項
 - (1) 新株予約権の目的となる株式の種類 当社普通株式
 - (2) 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求する本新株予約権に係る本社 債の払込金額の総額を転換価額で除して得られる最大整数(以下「交付株式数」という。)とする。この場合 に1株未満の端数を生じたときにはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 新株予約権の行使時の払込金額
 - ① 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、交付株式数に転換価額を乗じた額とする。本新株 予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払 込金額と同額とする。ただし、交付株式数に転換価額を乗じた額が本社債の払込金額を下回る場合には、当 社は、その差額分を精算金として、本新株予約権付社債の社債権者に対して直ちに交付する。

- ② 転換価額は、当初44,077.5円 [当初の転換価額は平成19年6月14日までの20連続取引日の株式会社名古屋 証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値]とする。
- ③ 転換価額の修正

平成20年以降の毎年1月第2金曜日(以下、それぞれを「決定日」という。)の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の株式会社名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。以下「修正後転換価額」という。)に修正される。なお、時価算定期間内に、転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、本新株予約権付社債の社債要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後転換価額が22,038.7円(以下「下限転換価額」という。)を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とし、66,116.2円(以下「上限転換価額」という。)を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

④ 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、一定の事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により転換価額を調整する。

- 17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額 金500,000,000円
- 18. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
 - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、「新株予約権の行使時の払込金額」欄 ②記載の転換価額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

19. 新株予約権の行使期間

本新株予約権の新株予約権者は、平成19年7月3日から平成24年7月1日までの間(以下「行使可能期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使すること(以下「行使請求」という。)ができる。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。

20. 新株予約権の行使の条件

当社が、本社債を繰上償還する場合、取得した本社債を消却する場合、および当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、当該償還日、消却日又は期限の利益喪失日以降、本社債に係る本新株予約権を行使することはできない。当社が、社債権者の請求により本社債の全部または一部を繰上償還する場合には、本新株予約権付社債券が償還金支払場所に到達したとき以降、当該本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部について本新株予約権を行使することはできないものとする。

21. 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

22. 代用払込みに関する事項

本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。ただし、交付株式数に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄②記載の転換価額を乗じた額が本社債の払込金額を下回る場合には、発行会社は、その差額分を精算金として、本新株予約権付社債の社債権者に対して直ちに交付する。

23. 手取金の使途

モバイルコンテンツ運営会社やオンラインゲーム開発・運営会社へのM&A及びM&A後の事業を推進する為の運転資金等に充当する予定です。なお、M&Aと運転資金に充当する金額の内訳は未定です。仮にM&Aが実現されない場合はオンラインゲームのライセンス購入代金に充当し、M&Aやライセンス購入の実施までは現預金として保管、またはリスクの少ない安定性のある有価証券等で運用する予定です。

(子会社設立について)

当社は平成19年6月25日開催の取締役会において、子会社の設立を決議いたしました。

1. 設立の目的

株式会社サイカンとの資本、業務提携を通じ、オンラインゲーム事業を推進していくにあたり、韓国のサイカンエンターテイメントを主軸とする「サイカン・ブランド」を核に展開することで、同事業の効率化、価値の最大化を図るべく、子会社を設立するものです。

2. 設立する子会社の概要

<u>(1)</u> 商号 株式会社サイカンゲームズ

(Cykan Games Co., Ltd.)

(2) 代表者 代表取締役 丹波 利隆

(当社取締役グループ経営推進室長兼海外事業本部長)

(3) 所在地 東京都千代田区神田小川町1-3-1

(4) 設立年月日 平成19年7月予定

(5) 事業内容 オンラインゲームの国内及び海外におけるサービス・開発

(6) 決算期3月31日(7) 資本金200,000千円(8) 株主構成当社 100%

2【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

注記事項

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

<略>

当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

(訂正前)

(合弁会社の合意解約書締結に伴う子会社株式の売却)

当社は平成19年4月20日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社エバーワークスの全株式を株式会社 ゼロンに譲渡すること等を含む合弁契約書の合意解約書締結を決議し、同4月20日付で合意解約書を締結いたしまし た。

1. 株式譲渡の理由

当社のコンテンツ事業の強化に伴い、限られた経営資源を集中的に投下する必要があるため。

2. 株式の譲渡先の概要

(1) 商号 株式会社ゼロン

(2) 代表者代表取締役 城山 光秀(3) 事業内容サービス業向け人材派遣業

(4) 資本金 2億8,130万円

3. 株式譲渡日

平成19年5月10日

4. 異動する子会社の概要

(1) 商号株式会社エバーワークス(2) 代表者代表取締役社長 浅田 安彦

(3) 資本金 1億円

(4) 事業内容 パチンコ店舗をはじめとするアミューズメント業界特化型求人情報サービスの企画、

運営

5. 売却する株式の概要

(1) 株式数 1,200株 (2) 売却価格 24百万円

(3) 売却損益はありません。

(4) 売却後持分比率 0%

6. 合弁会社に対する融資の処理

本合意解約書の締結に伴い、合弁会社に対する貸付金のうち33,400千円の返済を条件として66,600千円を債権 放棄いたします。

なお債権放棄により生じる損失については当事業年度の特別損失として計上しております。

(重要な事業の譲渡)

当社は、平成19年4月30日に当社が運営する事業の一部であるEコマースサイト「マイニーズ」を株式会社ウェブ・ポートに譲渡を行うことについて契約を締結しました。

1. 事業譲渡の理由

当社のコンテンツ事業の強化に伴い、限られた経営資源を集中的に投下する必要があるため。

2. 事業譲渡先の概要

(1) 商号株式会社ウェブ・ポート(2) 代表者代表取締役社長 川西 崇介

(3) 事業内容 メディア、キャンペーンの企画運営データ収集、解析

(4) 設立 平成12年3月8日

3. 譲渡する事業の内容、規模

(1) 内容 Eコマースサイト「マイニーズ」

(2) 売上(第16期) 57,466千円

4. 譲渡する資産

ソフトウェア 15,000千円

5. 譲渡時期

平成19年4月30日

6. 譲渡価格

15,000千円

(関連会社株式の譲渡)

当社は、平成19年5月18日開催の取締役会において、関連会社である株式会社ホーゲットの株式を譲渡することを 決議し、同5月18日付で株式譲渡契約を締結いたしました。

1. 関連会社株式譲渡の理由

オンラインゲーム事業への新規参入に伴い、経営資源を同事業に集中的に投下する必要があるため。

2. 関連会社株式譲渡先の概要

氏名 河合 正人

鈴木 啓之

3. 関連会社株式譲渡時期

平成19年5月31日

4. 関連会社の概要

(1) 商号 株式会社ホーゲット

(2) 事業内容 コンピューターソフトウェアの開発、家庭用ゲーム機向けソフト等の開発

5. 売却する株式の数、売却価額、売却損益及び売却後の持分比率

(1) 売却する株式数 196株

(2) 売却価額 11,172千円

(3) 壳却後持分比率 0%

(新株予約権付社債の発行)

当社は、平成19年6月15日開催の取締役会において、下記のとおり、コムシード株式会社第1回無担保転換社債型 新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)の発行を決議しました。

概要は、「1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表(重要な後発事象)」の欄を参照ください。

(訂正後)

(合弁会社の合意解約書締結に伴う子会社株式の売却)

当社は平成19年4月20日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社エバーワークスの全株式を株式会社 ゼロンに譲渡すること等を含む合弁契約書の合意解約書締結を決議し、同4月20日付で合意解約書を締結いたしまし た。

1. 株式譲渡の理由

当社のコンテンツ事業の強化に伴い、限られた経営資源を集中的に投下する必要があるため。

2. 株式の譲渡先の概要

(1) 商号 株式会社ゼロン

(2) 代表者代表取締役 城山 光秀(3) 事業内容サービス業向け人材派遣業

(4) 資本金 2億8,130万円

3. 株式譲渡日

平成19年5月10日

4. 異動する子会社の概要

(1) 商号 株式会社エバーワークス

(2) 代表者 代表取締役社長 浅田 安彦

(3) 資本金 1 億円

(4) 事業内容 パチンコ店舗をはじめとするアミューズメント業界特化型求人情報サービスの企画、

運営

- 5. 売却する株式の概要
 - (1) 株式数1,200株(2) 売却価格24百万円
 - (3) 売却損益はありません。
 - (4) 売却後持分比率 0%
- 6. 合弁会社に対する融資の処理

本合意解約書の締結に伴い、合弁会社に対する貸付金のうち33,400千円の返済を条件として66,600千円を債権 放棄いたします。

なお債権放棄により生じる損失については当事業年度の特別損失として計上しております。

(重要な事業の譲渡)

当社は、平成19年4月30日に当社が運営する事業の一部であるEコマースサイト「マイニーズ」を株式会社ウェブ・ポートに譲渡を行うことについて契約を締結しました。

1. 事業譲渡の理由

当社のコンテンツ事業の強化に伴い、限られた経営資源を集中的に投下する必要があるため。

2. 事業譲渡先の概要

(1) 商号 株式会社ウェブ・ポート

(2) 代表者 代表取締役社長 川西 崇介

(3) 事業内容 メディア、キャンペーンの企画運営データ収集、解析

(4) 設立 平成12年3月8日

3. 譲渡する事業の内容、規模

(1) 内容 Eコマースサイト「マイニーズ」

(2) 売上(第16期) 57,466千円

4. 譲渡する資産

ソフトウェア 15,000千円

5. 譲渡時期

平成19年4月30日

6. 譲渡価格

15,000千円

(関連会社株式の譲渡)

当社は、平成19年5月18日開催の取締役会において、関連会社である株式会社ホーゲットの株式を譲渡することを 決議し、同5月18日付で株式譲渡契約を締結いたしました。

1. 関連会社株式譲渡の理由

オンラインゲーム事業への新規参入に伴い、経営資源を同事業に集中的に投下する必要があるため。

2. 関連会社株式譲渡先の概要

氏名 河合 正人

鈴木 啓之

3. 関連会社株式譲渡時期

平成19年5月31日

4. 関連会社の概要

(1) 商号 株式会社ホーゲット

(2) 事業内容 コンピューターソフトウェアの開発、家庭用ゲーム機向けソフト等の開発

5. 売却する株式の数、売却価額、売却損益及び売却後の持分比率

(1) 売却する株式数 196株

(2) 売却価額 11,172千円

(3) 壳却後持分比率 0%

(新株予約権付社債の発行)

当社は、平成19年6月15日開催の取締役会において、下記のとおり、コムシード株式会社第1回無担保転換社債型 新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)の発行を決議しました。

概要は、「1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表(重要な後発事象)」の欄を参照ください。

(子会社設立について)

当社は平成19年6月25日開催の取締役会において、子会社の設立を決議いたしました。

1. 設立の目的

株式会社サイカンとの資本、業務提携を通じ、オンラインゲーム事業を推進していくにあたり、韓国のサイカンエンターテイメントを主軸とする「サイカン・ブランド」を核に展開することで、同事業の効率化、価値の最大化を図るべく、子会社を設立するものです。

2. 設立する子会社の概要

<u>(1)</u> 商号 株式会社サイカンゲームズ

(Cykan Games Co., Ltd.)

(2) 代表者 代表取締役 丹波 利隆

(当社取締役グループ経営推進室長兼海外事業本部長)

(3) 所在地 東京都千代田区神田小川町1-3-1

(4) 設立年月日 平成19年7月予定

(5) 事業内容 オンラインゲームの国内及び海外におけるサービス・開発

 (6) 決算期
 3月31日

 (7) 資本金
 200,000千円

 (8) 株主構成
 当社 100%

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度に係る監査報告書

(訂正前)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月26日

コムシード株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 公認会計士 浅枝 芳隆 印業務執行社員

指定社員 業務執行社員 公認会計士 板谷 宏之 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているコムシード株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コムシード株式会社及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- 1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は連結子会社である株式会社エバーワークスの全株式を株式会社 ゼロンに譲渡すること等を含む合弁契約書の合意解約書を締結している。
- 2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社が運営するEコマースサイト「マイニーズ」を株式会社ウェブ・ポートに譲渡している。
- 3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成19年5月18日に関連会社であるホーゲット株式会社の株式 譲渡契約を締結している。
- 4. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成19年6月15日の取締役会において転換社債型新株予約権付社債の発行を決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年6月29日

コムシード株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

業務執行社員

指定社員
業務執行社員
出定社員
出定社員
公認会計士 浅枝 芳隆 印
指定社員
公認会計士 板谷 宏之 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているコムシード株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コムシード株式会社及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- 1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は連結子会社である株式会社エバーワークスの全株式を株式会社 ゼロンに譲渡すること等を含む合弁契約書の合意解約書を締結している。
- 2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社が運営するEコマースサイト「マイニーズ」を株式会社ウェブ・ポートに譲渡している。
- 3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成19年5月18日に関連会社であるホーゲット株式会社の株式 譲渡契約を締結している。
- 4. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成19年6月15日の取締役会において転換社債型新株予約権付 社債の発行を決議している。
- 5. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成19年6月25日の取締役会において100%出資による子会社 の設立を決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第16期事業年度に係る監査報告書

(訂正前)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月26日

コムシード株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているコムシード株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コムシード株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- 1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は関係会社である株式会社エバーワークスの全株式を株式会社ゼロンに譲渡すること等を含む合併契約書の合意解約書を締結している。
- 2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社が運営するEコマースサイト「マイニーズ」を株式会社ウェブ・ポートに譲渡している。
- 3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成19年5月18日に関係会社であるホーゲット株式会社の株式 譲渡契約を締結している。
- 4. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成19年6月15日の取締役会において転換社債型新予約権付社債の発行を決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年6月29日

コムシード株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているコムシード株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コムシード株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- 1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は関係会社である株式会社エバーワークスの全株式を株式会社ゼロンに譲渡すること等を含む合併契約書の合意解約書を締結している。
- 2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社が運営するEコマースサイト「マイニーズ」を株式会社ウェブ・ポートに譲渡している。
- 3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成19年5月18日に関係会社であるホーゲット株式会社の株式 譲渡契約を締結している。
- 4. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成19年6月15日の取締役会において転換社債型新予約権付社債の発行を決議している。
- 5. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成19年6月25日の取締役会において100%出資による子会社 の設立を決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

なお、訂正後の監査報告書は、別途添付しております。